

介護給付適正化担当会議

資料1

平成19年6月29日

「介護給付適正化計画」について

平成19年6月29日

厚生労働省老健局

I 介護給付適正化計画の必要性

1 介護給付の適正化の基本とは

(1) 「介護給付の適正化」とは、

- ①介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、
- ②受給者が真に必要とするサービスを、
- ③事業者がルールに従って適正に提供するよう促すことである。

(2) 介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

2 介護給付適正化の“3つの要（かなめ）”

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアマネジメント等の適切化
- (3) 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

3 「介護給付適正化計画」のねらい

都道府県と保険者が一体となって、介護給付適正化の戦略的な取組を促進するため、平成19年度中に各都道府県において、各市町村の意見及び実情を踏まえつつ、都道府県としての考え方や目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開を目指すものがある。

(注1) 各都道府県は平成20年度から介護給付適正化の取組を全国的に展開できるよう、平成19年度に「介護給付適正化計画」を策定する。

(注2) 各保険者は平成20年度から介護給付適正化事業に積極的に取り組み、当プログラムに基づく適正化事業の実施結果を、第4期介護保険事業計画に反映させる。

II これまでの取組

1 経緯

平成16年2月 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの運用開始。

平成16年10月～ 国、都道府県、市町村（保険者）が連携して介護給付の適正化に取り組む「介護給付適正化推進運動」の実施。

2 これまで実施してきた主な事業

要介護認定調査の適正化、ケアプランチェック、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合、介護給付費通知等

Ⅲ これまでの取組の評価

「介護給付適正化推進運動」の展開により、適正化事業の実施率は毎年上がっているが、

- 要介護認定調査やケアプランの点検などの主な事業に取り組んでいる保険者が未だ少ない
 - また、それぞれの適正化事業の実施回数の拡充や内容の充実について検討の余地がある
- という状況と考えられる。

Ⅳ 適正化に関連する制度改正

1 要介護認定の適正化関連

- (1) 新規の申請に係る認定調査については、原則として、市町村が実施。

2 ケアマネジメント等の適切化関連

- (1) ケアマネジャーについて、更新制、二重指定制の導入、不正ケアマネジャーに対する罰則強化 等
- (2) 住宅改修の事前申請制度、福祉用具販売に係る事業者の指定制度の導入

3 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

- (1) 事業者の指定に関する欠格要件の追加、指定の更新制の導入
- (2) 都道府県の事業者に対する業務改善勧告、業務改善命令など指導監督権限の追加

Ⅴ これからの取組

1 基本的な考え方

- (1) 実際に取り組む保険者が限られた職員で最大限の効果をあげることができるよう、地域の実情を踏まえ、効果の上がりやすいポイントを見極めて、重点的な取組を進めるなどの戦略的な取組が必要である。
- (2) 以下のとおり、三者が一体となって適正化事業を進めていく。
 - ①国においては、情報収集及び情報提供、制度やシステムの改善・見直し、予算上の支援等の積極的な支援を行う。
 - ②都道府県においては、指導・監査体制の充実など、指定権者として必要な取組を推進するとともに、保険者が実施する事業の支援等を的確に実施する。
 - ③保険者においては、地域の実情に応じて適正化事業の推進を図る。

2 国が検討している主な支援事業等

介護給付の適正化を効率的かつ円滑に進めるため、国においては、事業の実施に必要な情報提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直し

の検討などの支援を行う。

(1) 要介護認定の適正化対策

- ①各市町村の認定調査における中核的役割を担い、職場内において他の認定調査員に対する適切な指導を行う「調査指導員」の養成
- ②各市町村からの派遣要請に基づき、適正な審査判定を徹底するため、要介護認定に精通した者を認定審査会に派遣し、技術的助言を行う事業の実施

(2) ケアマネジメント等の適切化対策

- ①ケアプランの点検体制の整備、介護支援専門員に対する支援などの先駆的な実施例の説明・普及
- ②ケアプラン点検支援マニュアルの作成（平成19年度中）

(3) 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化対策

- ①都道府県、市町村の指導・監査体制の充実のために必要な地方交付税の要求
- ②国保連介護保険審査支払システム及び介護給付適正化システムの機能拡充のための検討

(4) 適正化事業による効果等に関する分析結果の提供

- ①本年9月頃
 - ・保険者に対するヒアリング結果を踏まえた優良事例等の紹介
 - ・「平成18年度介護給付適正化推進運動実施状況調査」の集計結果を踏まえた適正化事業による効果分析の中間的な提示
- ②20年3月頃
 - ・平成18年度に実施された適正化事業による平成18年度の介護給付実績等への影響の分析

3 都道府県が行う適正化事業等

都道府県においては、指導・監査体制の充実など、指定権者として都道府県として必要な取組の推進を図るとともに、保険者が実施する事業の支援を実施する。

(1) 都道府県による適正化事業の実施

- ①都道府県の指導監査体制の充実を図る。
- ②平成24年度までに、全ての営利法人の介護サービス事業所に対して、指導・監査を実施する。
- ③介護サービス事業者等に対して、制度内容等を説明するとともに、介護報酬を適切に請求するための指導を行う。
- ④サービス利用者等からの苦情及び事業所職員等からの通報情報の的確な把握及び分析を行い、関係各所との情報の共有が図られるよう努めるとともに、必要と認めた場合には、これらの情報に基づく監査を実施する。

(2) 保険者の実施する適正化事業のための支援並びに協力

- ①保険者に対する情報提供及び助言等の支援を実施する。
- ②要介護認定に係る必要な知識及び技能の習得等を目的とした「認定調査員等研修事業」を実施する。

- ③効果的な事業の推進を図るため、都道府県が中心となって都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と積極的な連携を図り、情報の共有を進めるとともに、小規模保険者等に対する支援方策についても検討する。
- ④その他、適正化事業の未実施保険者に対して都道府県の担当職員を派遣し、国保連介護給付適正化システムの操作方法や分析方法等を指導するなど、都道府県が地域の実情を踏まえて、独自に支援事業に取り組むこと。

4 保険者が行う適正化事業

保険者においては、地域の実情に応じて、効果的な適正化事業の推進を図ること。

(1) 要介護認定の適正化

- ①新規の要介護認定に係る認定調査の直営化について、経過措置期間の終了に備えた計画的な取組を図る。
- ②民間事業者に委託している認定調査（経過措置期間における新規の認定調査及び変更・更新認定調査）の結果に対して市町村職員による点検を実施する。
- ③一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差・合議体格差等を把握・分析するなど、格差是正に向けた取組を行う。
- ③変更・更新の認定調査についても適正化を図るため、市町村職員による調査、指定市町村事務受託法人への調査の委託等についての検討を行う。

(2) ケアマネジメント等の適切化

- ①利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの点検を実施する。
- ②住宅改修の事前訪問調査や事後確認の推進を図る。
- ③ケアマネジャーに対する研修会、情報交換会等を計画的に開催する。

(3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

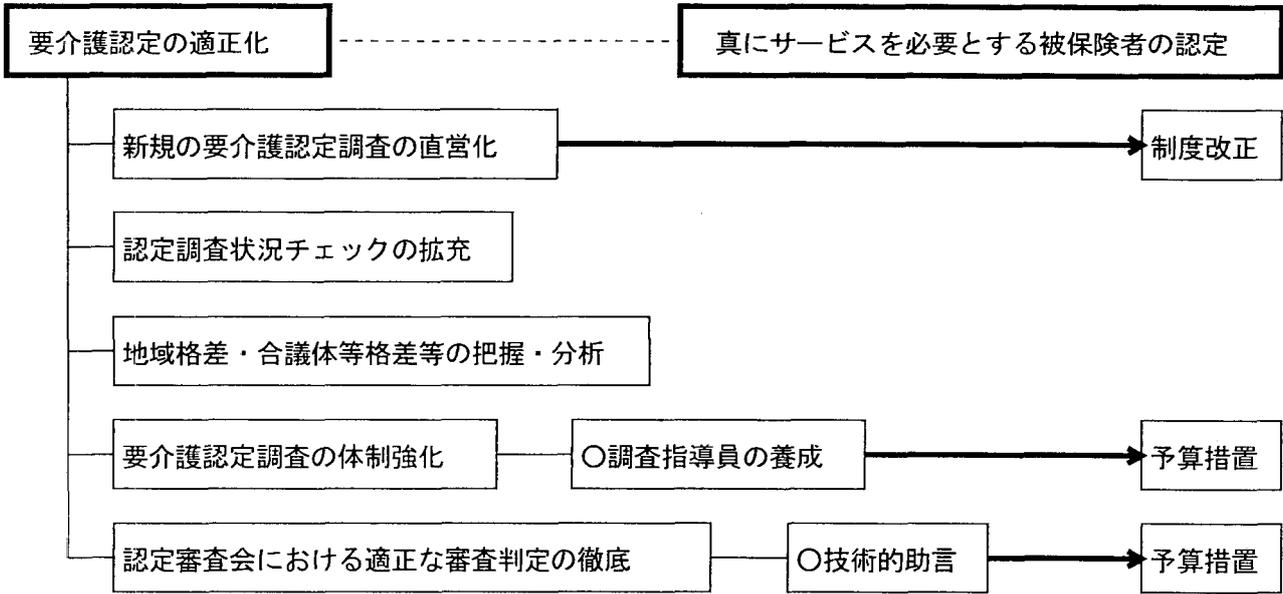
- ①指導監査体制の充実を図るとともに、営利法人を対象とした重点的な指導監査の推進を図る。
- ②保険者又は国保連合会に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、効率的な事業者指導を実施する。
- ③国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、重点的な指導を実施する。
- ④介護給付費通知により受給者等から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、都道府県と合同又は市町村自ら監査を実施する。
- ⑤国保連介護給付適正化システムから提供される医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施する。

(4) 制度の周知

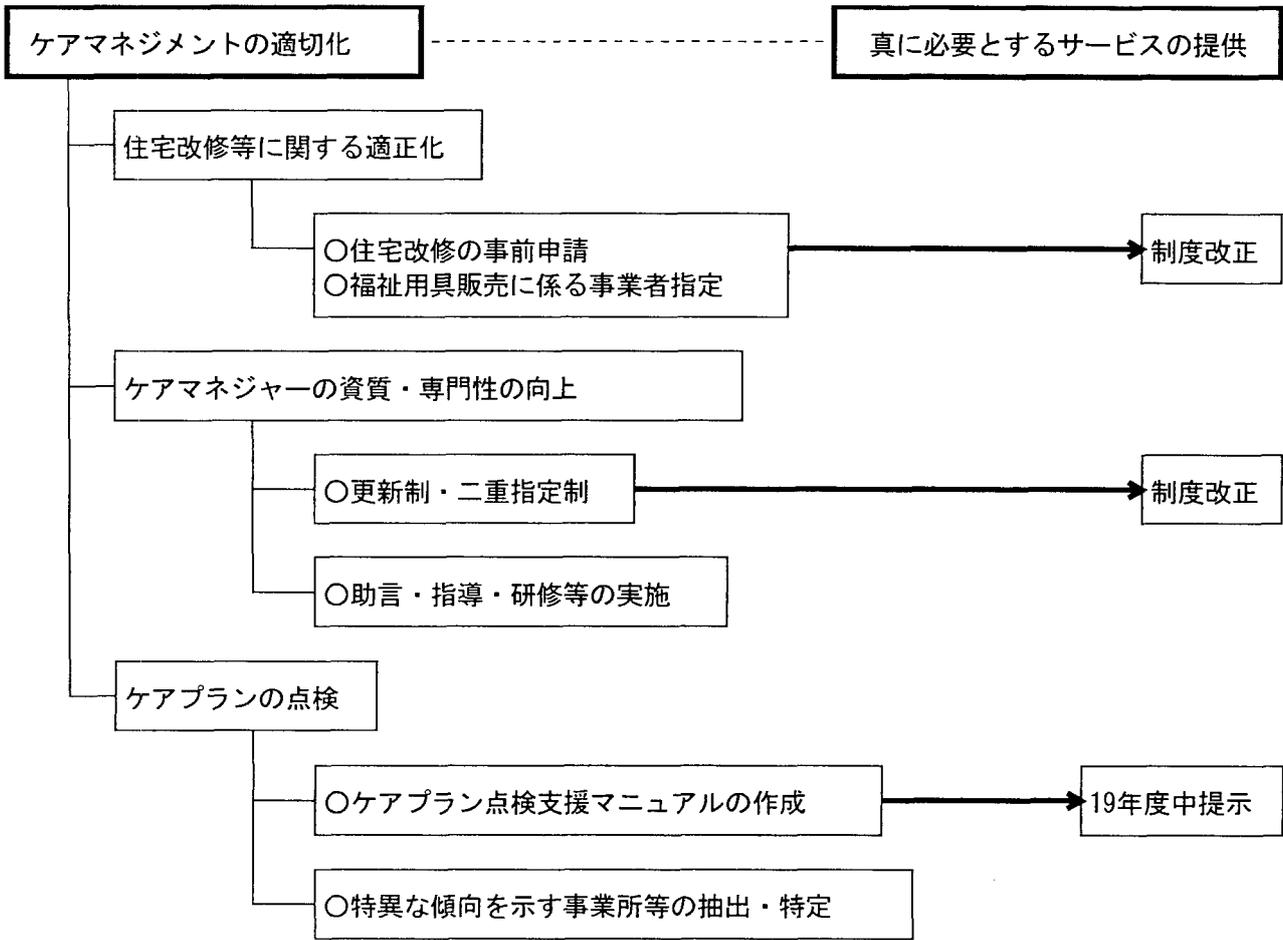
受給者が不正なサービスを受けないようにするために、受給者等に対して制度内容等の周知・広報を実施する。

介護給付適正化「3つの要」のイメージ

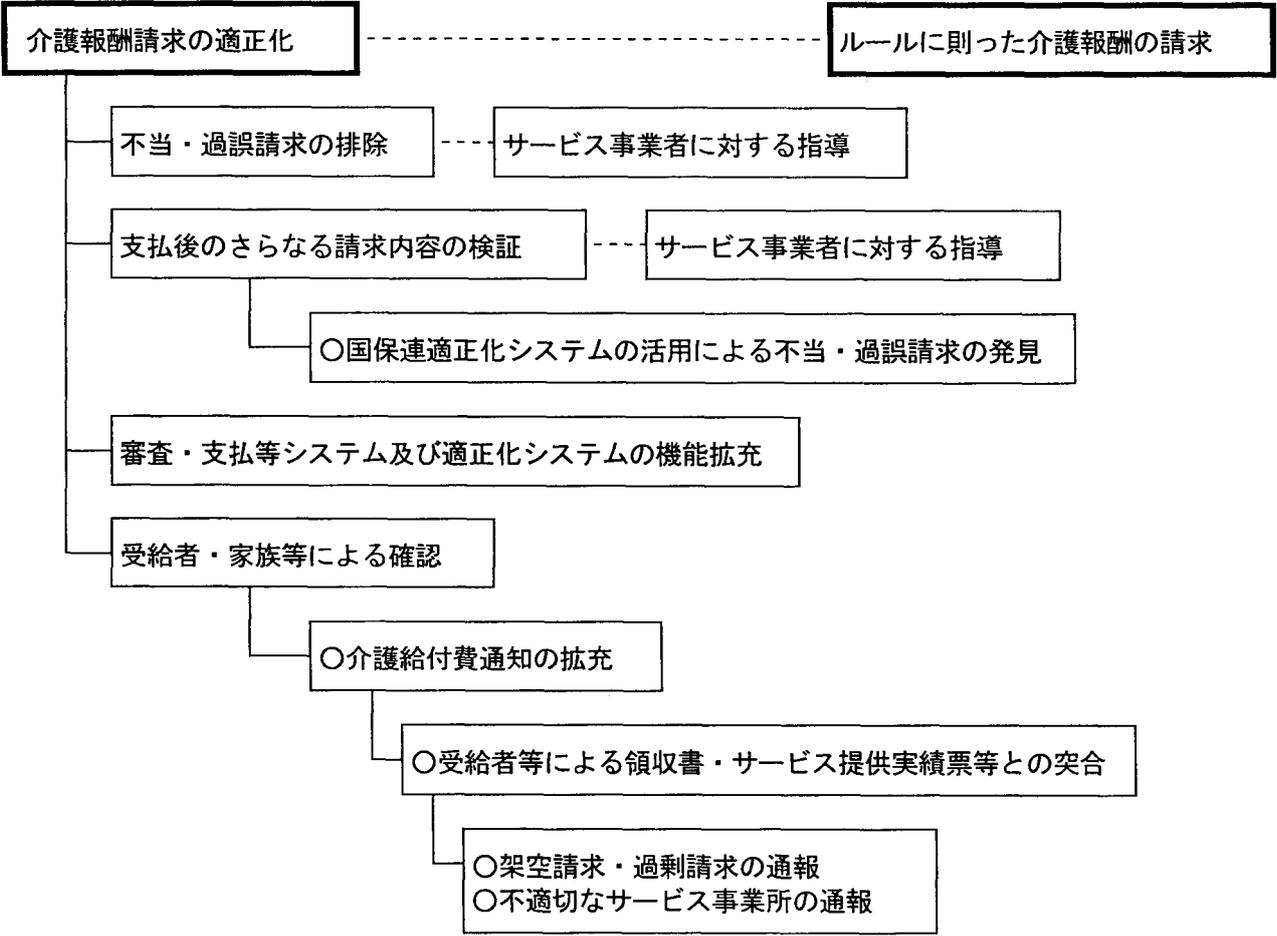
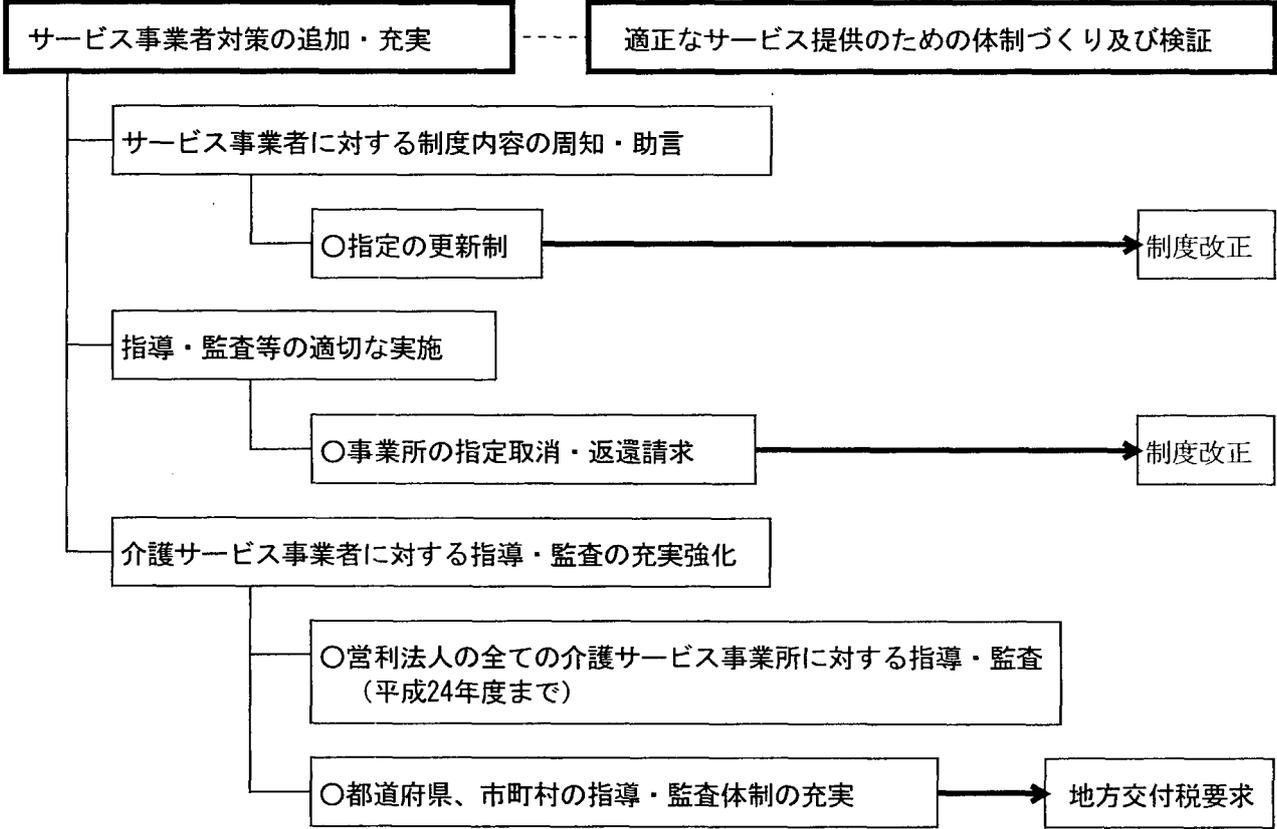
【入口・・・サービス受給者の認定】



【過程・・・サービス提供の計画】



【出口・・・事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化】



VI 適正化事業の実施目標について

1 国の期待する適正化事業実施目標について

平成19年度に各都道府県が策定した「介護給付適正化計画」が展開される平成20年度においては、各保険者において必ず適正化事業を実施していることを目標とする。

2 個別の適正化事業の実施目標について

平成20年度以降を3年間の強化期間と位置づけ、3年計画の最終年度の平成22年度には、全ての保険者が「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適切化」及び「事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求に係る適正化」の「3つの要」に主眼をおいた個々の重要な適正化事業を全ての保険者が実施していることを目標とする。

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
適正化事業	79%	99%	100%	100%	100%	100%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	27%	62%	70%	85%	95%	100%
ケアマネジメント等の適切化						
※ケアプランの点検	29%	32%	60%	85%	95%	100%
※住宅改修等の点検	25%	59%	70%	85%	95%	100%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化						
※「医療情報との突合」 「縦覧点検」	41%	45%	60%	85%	95%	100%
※介護給付費通知	48%	49%	60%	85%	95%	100%

Ⅶ 介護給付適正化計画の策定スケジュール例

「介護給付適正化計画」策定スケジュール（例）

時 期	策定スケジュール案	備 考
19年 4月～	○「介護給付適正化計画策定委員会」（以下「計画策定委員会」）の 設置	6月29日 ○全国介護給付適正化 担当者会議
	現状の問題点・優良事例等の把握	
7月～10月	○暫定介護給付適正化計画の策定 第1回計画策定委員会 ・都道府県内の現状の問題点や優良事例の報告及び評価	9月頃 ○保険者へのヒアリン グ結果等に基づく優 良事例等の提示 ○適正化による効果分 析（第2弾）の提示
	第2回計画策定委員会 ・全国又は各都道府県における先駆的事例等の照会	
	第3回計画策定委員会 ・地域の実情に応じた有効な適正化方策の検討	
	第4回計画策定委員会 ・暫定計画案の検討 実施すべき事業の内容 今後の目標 都道府県としての具体的な支援策等	
	第5回計画策定委員会 ・暫定計画の決定	
10月～12月	○保険者における取組内容の検討 第1回保険者連絡会 ・暫定計画の説明 ・保険者ごとに実施しようとする取組内容の検討要請	
	【保険者】 ・具体的な取組内容の検討 ・取組内容を都道府県へ提出	
20年 1月～3月	○介護給付適正化計画の確定 第6回計画策定委員会 ・暫定計画のフォローアップ ・介護給付適正化計画の確定	3月頃 ○18年度介護給付適正 化推進運動実施状況 調査結果（最終版） の報告
	第2回保険者連絡会 ・介護給付適正化計画の説明 ・適正化事業の実施状況の確認 ・国保連のシステム改修要望等の検討等	
3月末まで	○介護給付適正化計画を厚生労働省へ提出	

Ⅷ 「介護給付適正化計画」の内容

「介護給付適正化計画」の内容については、効果的に事業が実施されるよう、下記を参考に、各都道府県において、地域の実情等を十分に踏まえて策定していただくようお願いする。

1 当該都道府県における介護給付適正化の実情と問題点

各都道府県内における介護給付適正化事業の実施状況及びその問題点を記述する。

2 各保険者の適正化事業の取組事例

各都道府県内における先駆的な取組事例等を記述する。

3 問題点を解決するための今後の取組

(1) 保険者による取組内容及び目標

各都道府県において、現状分析等を踏まえ、保険者等に期待される有効な取組内容を記述するとともに、目標も併せて記述する。

なお、目標の設定にあたっては、国が期待する事業内容及び目標等を十分に参考にして策定する。

(2) 都道府県としての具体的な支援策

「介護給付適正化計画」は、目標だけではなく、都道府県が目標の達成に向けて実際に行う支援策についても、その具体的内容も含めて記述する。

(3) 小規模保険者への配慮

「介護給付適正化計画」の策定に際しては、適正化事業の実施にあたって、人員体制や財政上の制約が大きいと思われる小規模保険者に配慮することが必要である。このため、都道府県は小規模保険者の意見を汲み取るなどにより、数値目標設定の在り方や実際に取り組む事業内容等について、小規模保険者の置かれた状況を考慮する。